

## 2 枚目・A水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働  
休日労働  
に関する協定届 (特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限定し、②-⑤については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとして いる場合はこの限りではない。)		1年 (①については720時間以内(時間外労働のみ)、②-⑤については960時間以内、③-⑤については1,860時間以内(②-⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)						
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 (任意)			
① (下記②-⑤以外の者)	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6時間	70時間	670時間	670時間	25%	670時間	25%	670時間	25%
② A水準医療機関で勤務する医師	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6時間	70時間	670時間	670時間	25%	670時間	25%	670時間	25%
③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師	医師業務	20人	6時間	6時間	6時間	85時間	800時間	800時間	25%	800時間	25%	800時間	25%
④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師	医師業務	8人	6時間	6時間	6時間	105時間	870時間	870時間	25%	870時間	25%	870時間	25%
⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師													

月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数(看護師、事務職員等)に  
ついては、年6回以内に限りませす。

医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用します。併せて記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めしてください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要があるものに限ります。「業務の都合上必要なく」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めさせていただきます。看護師、事務職員等)に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未満に限りませす。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。また、A水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りませす。面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金を定めさせていただきます。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。(なお、時間外労働が月60時間を超える場合は法定の割増率は50%となります。)。[「1年」の欄も同様です。]

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めさせていただきます。医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年720時間以内(時間外労働のみ)に限りませす。A水準医療機関で勤務する医師については、年960時間以内(時間外労働および休日労働)に限りませす。

起算日  
(年月日)

〇〇〇〇年4月1日